

発議案第3号

焼津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び焼津市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年6月18日提出

焼津市議会議長 村松幸昌 様

提出者

焼津市議会議員	四之宮慎一	焼津市議会議員	河合一也
同	鈴木まゆみ	同	石田江利子
同	井出哲哉	同	村松幸昌
同	藤岡雅哉	同	川島要
同	村田正春	同	杉田源太郎
同	原崎洋一	同	岡田光正
同	吉田昇一	同	秋山博子
同	奥川清孝	同	池谷和正
同	内田修司	同	鈴木浩己
同	増井好典	同	深田ゆり子

焼津市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

焼津市議会委員会条例（昭和42年焼津市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項第3号中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議案第3号 焼津市議会委員会条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
焼津市議会委員会条例 昭和42年3月31日条例第19号	焼津市議会委員会条例 昭和42年3月31日条例第19号
第1条 略 （常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）	第1条 略 （常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）
第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
（1） 略 （2） 略 （3） 建設経済委員会 <u>7人</u> ア ～ 略 オ	（1） 略 （2） 略 （3） 建設経済委員会 <u>6人</u> ア ～ 略 オ
以下 略	以下 略